Ｍ０１１－２　レジン前装チタン冠（１歯につき）　1,800点
Ｍ０１２からＭ０１４まで　削除
Ｍ０１５　非金属歯冠修復（１個につき）
１　レジンインレー
イ　単純なもの　148点
ロ　複雑なもの　200点
２　硬質レジンジャケット冠　768点
Ｍ０１５－２　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）
１　２以外の場合　1,200点
２　エンドクラウンの場合　1,450点
注１　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限り、エンドクラウンを除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置）を用いて、エンドクラウンを設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
３　２については、区分番号Ｍ００２に掲げる支台築造及び区分番号Ｍ００２－２に掲げる支台築造印象は、所定点数に含まれ別に算定できない。
Ｍ０１５－３　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）　770点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置）を用いて、臼歯に対して歯冠修復物（全部被覆冠を除く。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
Ｍ０１６　乳歯冠（１歯につき）
１　乳歯金属冠の場合　200点
２　１以外の場合　390点
Ｍ０１６－２　小児保隙装置
１　固定式保隙装置　850点
２　可撤式保隙装置　1,200点
注１　１については、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
２　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｍ０１６－３　既製金属冠（１歯につき）　200点
（欠損補綴）
Ｍ０１７　ポンティック（１歯につき）　434点
注　レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、その部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　前歯部の場合　746点
ロ　小臼歯部の場合　200点
ハ　大臼歯部の場合　60点
Ｍ０１７－２　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　3,000点
注　高強度硬質レジン及びグラスファイバーを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。
Ｍ０１７－３　チタンブリッジ（１装置につき）　2,800点
注１　純チタンを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。
２　硬質レジンによる前装を行った場合は、レジン前装加算として、１歯につき600点を所定点数に加算する。
Ｍ０１８　有床義歯
１　局部義歯（１床につき）
イ　１歯から４歯まで　624点
ロ　５歯から８歯まで　767点
ハ　９歯から11歯まで　1,042点
ニ　12歯から14歯まで　1,502点
２　総義歯（１顎につき）　2,500点
注　１のハ及びニ並びに２について、有床義歯に歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算として150点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は所定点数に含まれる。
Ｍ０１８－２　３次元プリント有床義歯（１顎につき）　4,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置を用いて、有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
Ｍ０１９　熱可塑性樹脂有床義歯
１　局部義歯（１床につき）
イ　１歯から４歯まで　624点
ロ　５歯から８歯まで　767点
ハ　９歯から11歯まで　1,042点
ニ　12歯から14歯まで　1,502点
２　総義歯（１顎につき）　2,500点
Ｍ０２０　鋳造鉤（１個につき）
１　双子鉤　260点
２　二腕鉤　240点
Ｍ０２１　線鉤（１個につき）
１　双子鉤　227点
２　二腕鉤（レストつき）　159点
３　レストのないもの　134点
Ｍ０２１－２　コンビネーション鉤（１個につき）　246点
Ｍ０２１－３　磁性アタッチメント（１個につき）
１　磁石構造体を用いる場合　460点
２　キーパー付き根面板を用いる場合　580点
注　有床義歯（区分番号Ｍ０１８に掲げる有床義歯又は区分番号Ｍ０１９に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り、区分番号Ｍ０３０の２に掲げる軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。）に対して、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。
Ｍ０２２　間接支台装置（１個につき）　111点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｍ０２３　大連結子（１個につき）
１　鋳造バー　468点
２　屈曲バー　268点
注　鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、62点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｍ０２４　削除
Ｍ０２５　口蓋補綴、顎補綴（１顎につき）
１　印象採得が困難なもの　1,500点
２　印象採得が著しく困難なもの　4,000点
注１　義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴は、所定点数に区分番号Ｍ０１８に掲げる有床義歯から区分番号Ｍ０２３に掲げる大連結子及び区分番号Ｍ０２６に掲げる補綴隙の所定点数を加算した点数とする。
２　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。